

# 令和5年 第II回 短答式試験

## 企業法/解答

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
4	6	5	4	4	1	3	1	3	1
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
5	3	5	3	6	2	6	2	2	1

本試験、お疲れ様でした。

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に \*\*\* を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に \*\* を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に \* を付しています。)

想定合格ライン： 67.5点/100点

$$(\textcircled{5} \times 9 + \textcircled{5} \times 9 \times 50\% = 67.5 \text{点})$$

出だしの3問の難易度が通例よりも高く、リズムに乗りにくかったと思います。一方で、比較的難易度の高いはずの金商法からの出題が得点しやすい論点だったので、合格ラインは67.5点と予想します。

**問題 1** 重要性\*\*

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

(5点)

---

ア 鉱業を営む自然人が自ら採掘して取得した鉱物の譲渡を目的とする行為は、絶対的商行為である。

×

**商法501条（絶対的商行為）**

鉱業を営む自然人が自ら採掘して取得した鉱物の譲渡を目的とする行為は、絶対的商行為に該当しない（商501①～⑤参照）。なお、鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす（擬制商人, 商4Ⅱ）。

---

イ 自然人である商人が小切手を振り出す行為は、絶対的商行為である。

○

**商法501条（絶対的商行為）4号**

手形その他の商業証券に関する行為は、商行為とする（商501④）。

---

ウ 自然人である問屋が問屋契約に基づき他人のために物品の買入れをすることは、問屋にとって附属的商行為となる。

○

**502条（営業的商行為）11号, 商法4条（定義）1項, 商法503条（附属的商行為）1項**

仲立ち又は取次ぎに関する行為は、営業としてするときには、商行為である（商502⑩）。ここで、自己の名をもって商行為をすることを業とする者は固有の商人であり（商4）、商人がその営業のためにする行為は、附属的商行為となる（商503Ⅰ）。

---

エ 商行為によって生じた債務の内容が特定物の引渡しでなく、その履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、当該債務の履行は、債務者の現在

×

の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）においてしなければならない。

**商法516条（債務の履行の場所）**

商行為によって生じた債務の履行をすべき場所がその行為の性質又は当事者の意思表示によって定まらないときは、特定物の引渡しはその行為の時にその物が存在した場所において、その他の債務の履行は債権者の現在の営業所（営業所がない場合にあっては、その住所）において、それぞれしなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. **イウ**      5. イエ      6. ウエ

**問題 2** 重要性\*\*

会社の登記に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

---

ア 合資会社の設立の登記では、社員の住所の登記は要しない。

× **会社法913条（合資会社の設立の登記）5号**

合資会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

五 社員の氏名又は名称及び住所

---

イ 合同会社の設立の登記では、資本金の額の登記は要しない。

× **会社法914条（合同会社の設立の登記）5号**

合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

五 資本金の額

---

ウ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株式会社において、役員任期満了又は辞任による退任があっても、法律又は定款に定めた役員員数を欠いている場合には、登記事項の変更は生じず、登記簿上なお退任した役員を存続させておかなければならない。

**判例（最判昭43.12.24）**

---

エ 新株予約権の行使による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から法定の期間以内にすれば足りる。

○

**会社法915条（変更の登記）3項1号**

次に掲げる事由による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

一 新株予約権の行使

---

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 3** 重要性\*\*

株式会社の設立（会社法第二編「株式会社」第一章「設立」の規定によるものに限る。）における発起人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

---

ア 発起人は、設立しようとする株式会社が公開会社である場合には、3人以上でなければならない。

×

規定なし

---

イ 発起設立において発行可能株式総数を定款で定めている場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

○

会社法37条（発行可能株式総数の定め等）2項

発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

---

ウ 発起人は、株式会社の成立後に株主の地位を失った場合であっても、株式会社の成立の日から2年以内に、当該株式会社の設立の無効の訴えを提起することができる。

×

会社法828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）2項1号参照

次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 会社の設立に掲げる行為

設立する株式会社の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。）

---

エ 発起人がその引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の払込みを仮装した場合において、当該発起人が株式会社に対し払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払の義務を履行したときは、その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により支払われた金銭の額が増加する。

○

会社計算規則21条（設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合）2号

次に掲げる義務が履行された場合には、株式会社のその他資本剰余金の額は、当該義務の履行により株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

二 法第52条の2（出資の履行を仮装した場合の責任等）第1項1号（払込みを仮装した場合）において、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払をする義務

---

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 4** 重要性\*\*\*

株式会社の設立（会社法第二編「株式会社」第一章「設立」の規定によるものに限る。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、設立される株式会社は、種類株式発行会社ではないものとする。（5点）

- ア 発起設立の場合において、定款で設立時取締役又は設立時監査役として定められた者は、当該定款につき公証人の認証を受けた時に、それぞれ設立時取締役又は設立時監査役に選任されたものとみなされる。
- ×

**会社法38条（設立時役員等の選任）4項**

定款で設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

- イ 発起設立の場合において、裁判所が、検査役の報告に基づき、現物出資に関する定款の定めを不当と認め、当該事項を変更する決定をした場合、発起人は、当該決定の確定後1週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。
- 

**会社法33条（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）8項**

発起人は、裁判所決定により変態設立事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後1週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

- ウ 募集設立の場合において、創立総会は、招集の通知に設立の廃止の議題の記載又は記録がないときであっても、株式会社の設立の廃止の決議をすることができる。
- 

**会社法73条（発起人の説明義務）4項**

創立総会は、創立総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、定款の変更又は株式会社の設立の廃止については、この限りでない。

- エ 募集設立により設立された株式会社において、創立総会の決議によりその発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを定款に設けたときは、創立総会において当該決議に反対した者は、当該株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- ×

**会社法116条（反対株主の株式買取請求）1項1号参照**

その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する定めを設ける定款の変更をする場合、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する全部の株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる（116）。これに対し、創立総会において、同様の決議に反対した者の株式買取請求権を認める規定はない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 5** 重要性\*\*\*

株式の分割及び株式無償割当てに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 株式の分割により1株に満たない端数が生じることがあるが、株式無償割当てにより1株に満たない端数が生じることはない。

×

234条（一に満たない端数の処理）1項3号、会社法235条1項

株式無償割当てであっても、3株につき1株を割り当てるような場合には、1株に満たない端数が生じることがある。

---

イ 種類株式発行会社においては、ある種類の株式の株主が、株式の分割により自己の有する種類の株式と異なる種類の株式を取得することはないが、株式無償割当てにより自己の有する種類の株式と異なる種類の株式を取得することはある。

会社法186条（株式無償割当てに関する事項の決定）1項1号、3号

株式の分割により自己の有する種類の株式と異なる種類の株式を取得することはない。これに対し、株式無償割当てにより自己の有する種類の株式と異なる種類の株式を取得することはある（186 I ①③）。

---

ウ 自己株式を保有する株式会社においては、株式の分割により自己株式の数は増えるが、株式無償割当てにより自己株式の数は増えない。

○

会社法186条（株式無償割当てに関する事項の決定）2項

186条1項1号の定め（株式無償割当てに関する定め）は、当該株式会社以外の株主の有する株式の数に応じて、株式を割り当てることを内容とするものでなければならない（186 II）。これに対し、株式分割の場合は、このような規定はない。

---

エ 株式の分割については、当該株式の分割に係る基準日を定めることを要しないが、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てに係る基準日を定めなければならない。

×

会社法183条（株式の分割）2項1号参照

株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、当該株式の分割に係る基準日を定めなければならない（183 II ①）。これに対し、株式無償割当ての場合は、このような規定はない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 6** 重要性\*\*\*

自己株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 株式会社は、自己株式について、新株予約権無償割当てをすることができない。

- **会社法278条（新株予約権無償割当てに関する事項の決定）2項**  
新株予約権無償割当てに関する事項についての定めは、当該株式会社以外の株主の有する株式の数に応じて、新株予約権及び社債を割り当てることを内容とするものでなければならない（278Ⅱ）。

---

イ 株式会社は、自己株式について、剰余金の配当を受ける権利を有しない。

- **会社法453条（株主に対する剰余金の配当）かつこ書き**  
株式会社は、その株主（当該株式会社を除く。）に対し、剰余金の配当をすることができる。

---

ウ 株式会社は、自己株式の取得価額を貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

- × **会社計算規則76条（純資産の部の区分）2項5号**  
株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第五号に掲げる項目（自己株式）は、控除項目とする。

---

エ 株式会社が自己株式を消却した場合には、発行可能株式総数は減少する。

- × 自己株式を償却した場合に減少するのは、発行済み株式総数であって、発行可能株式総数は減少しない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題 7** 重要性\*\*\*

新株予約権に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みに代えて、当該払込金額に相当する金銭以外の財産を給付することができる。

○

会社法246条（募集新株予約権に係る払込み）2項

新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、同項の規定による払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる（246Ⅱ）。

イ 譲渡制限新株予約権の新株予約権者は、株式会社に対し譲渡等承認請求をする際に、当該株式会社が譲渡を承認しない旨の決定をする場合には、当該株式会社又は当該株式会社の指定する者が当該譲渡制限新株予約権を買い取ることを請求することができる。

×

このような規定はない。

ウ 株式会社が募集事項として募集新株予約権の払込金額及び払込期日を定めたときは、募集新株予約権の割当てを受けた申込者は、当該払込期日に、払込みをした募集新株予約権の新株予約権者となる。

×

会社法245条（新株予約権者となる日）1項

募集新株予約権の割当てを受けた申込者は、割当日に、株式会社の割り当てた募集新株予約権の新株予約権者となる。

エ 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

○

会社法282条（株主となる時期等）1項

新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる（282Ⅰ）。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ



**問題 8** 重要性\*\*

公開会社の株主総会における書面による議決権の行使に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主は存在しないものとする。(5点)

- ア 1人の株主が同一の議案につき書面と電磁的方法により重複して議決権の行使をした場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を、取締役会は、株主総会の招集の決定に際して定めることができる。

会社法298条（株主総会の招集の決定）1項5号、会社法施行規則63条（招集の決定事項）4号ロ

- イ 公開会社の株主の数が千人以上である場合には、当該公開会社の取締役が株主の全部に対して金融商品取引法の規定に基づいて株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘しているときを除き、取締役会は、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならない。

会社法298条（株主総会の招集の決定）2項ただし書き、

会社法施行規則64条（書面による議決権の行使について定めることを要しない株式会社）

公開会社の株主の数が千人以上である場合には、取締役会は、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めなければならない(298Ⅱ本文、I③、IV)。ただし、当該株式会社が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社であつて、株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘しているとき、この限りでない(298Ⅱただし書き、会社法施行規則64)。

- ウ 株主総会の招集の通知を発するに際して交付すべき議決権行使書面には、各議案について棄権を記載する欄を設けることはできない。

×

会社法施行規則66条（議決権行使書面）1項1号

議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各議案（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

- エ 公開会社の債権者は、裁判所の許可を得て、当該公開会社の営業時間内は、いつでも、その請求の理由を明らかにして、当該公開会社に提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

×

会社法311条（書面による議決権の行使）4項参照

議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求権は、株主には認められ、債権者には認められない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題 9 重要性\*\*\*

電子提供措置をとらなければならない株式会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主は存在しないものとする。(5点)

- ア 取締役は、株主総会の日から3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発送した日のいずれか早い日から株主総会の日後3か月を経過する日までの間、株主総会の目的である事項について継続して電子提供措置をとらなければならない。

会社法325条の3（電子提供措置）1項

- イ 取締役は、株主に対して株主総会の招集の通知に際して、議決権行使書面を交付する場合においても、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。

会社法325条の3（電子提供措置）2項

取締役が株主総会招集の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置をとることを要しない。

- ウ 取締役会設置会社以外の株式会社が電子提供措置をとる場合には、取締役は、株主総会の日から1週間又はこれを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間前までに、株主に対し株主総会の招集の通知を発送しなければならない。

会社法325条の4（株主総会の招集の通知等の特則）1項

取締役会設置会社以外の株式会社が電子提供措置をとる場合には、取締役は、株主総会の日から2週間前までに、株主に対してその通知を発送しなければならない（325の4 I, 299 I）。

- エ 株式会社が株主総会における議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めた場合においては、株主は、電子提供措置事項を記載した書面の交付を受けるには、当該基準日までに当該株式会社に対し書面交付請求をしなければならない。

会社法325条の5（書面交付請求）2項

取締役は、電子提供措置をとる場合には、株主総会招集の通知に際して、書面交付請求をした株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題10** 重要性\*\*

株主総会の決議の効力を争う訴えに関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、当該株主総会について、株主の全員が招集の手続を経ることなく開催することに同意し、又は株主の全員がその開催に同意して出席しているという事情はないものとする。(5点)

- ア 株式会社の取締役又は監査役の解任又は選任を内容とする株主総会の決議の不存在の確認の訴えの係属中に、当該株式会社が破産手続開始の決定を受けても、当該訴えについての訴えの利益は当然には消滅しない。

最判平21年4月17日

- イ 取締役会の有効な決議に基づかないで代表取締役により株主総会が招集され、その招集の通知が全ての株主に対して法定の招集期間に2日足りない会日より12日前になされたときは、当該招集の手続には性質及び程度から見て重大な瑕疵があり、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるときでも、裁判所は株主総会の決議の取消しの請求を認容すべきであって、これを棄却することは許されない。

最判昭46年3月18日

- ウ 株主は、自己に対する株主総会の招集の手続に瑕疵がない場合には、他の株主に対する招集の手続に瑕疵があるときであっても、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができない。

最判昭42年9月28日

判例によると、株主は、自己に対する株主総会の招集の手続に瑕疵がない場合であっても、他の株主に対する招集の手続に瑕疵があるときは、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる。

- エ ある議案を否決する株主総会の決議は、新たな法律関係を生じさせ、当該決議を取り消すことも新たな法律関係を生じさせるものであるから、ある議案を否決する株主総会の決議の取消しを請求する訴えは適法である。

最判平28年3月4日

ある議案を否決する株主総会の決議は、新たな法律関係を生じさせることはなく、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生じるものではないため、判例によると、ある議案を否決する株主総会の決議の取消しを請求する訴えは不適法である。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題11 重要性\*\*\*

社外取締役に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。  
なお、定款に別段の定めはないものとする。（5点）

ア 監査役設置会社においては、社外取締役の解任は、当該社外取締役が累積投票により選任されていなくとも、株主総会の特別決議によらなければならない。

×

会社法341条（役員を選任及び解任の株主総会の決議）

第309条第1項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。

→ 社外取締役の解任も株主総会の普通決議によります。

イ 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。

○

会社法331条（取締役の資格等）6項

監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

ウ 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に

提出しなければならないものは、社外取締役を置くことを要しない。

会社法327条の2（社外取締役の設置義務）

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない。

エ 指名委員会等設置会社において、執行役が当該指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

○

会社法348条の2（業務の執行の社外取締役への委託）2項

指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題12 重要性\*\*

株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制(以下「内部統制システム」という。)に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 大会社である監査等委員会設置会社において、取締役会は、内部統制システムの整備について決定しなければならない。

○

会社法362条（取締役会の権限等）4項5項

取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

イ 指名委員会等設置会社において、取締役会は、その決議によって、内部統制システムの整備についての決定を執行役に委任することができる。

×

会社法416条（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）1項2項

指名委員会等設置会社の取締役会は、第362条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。

ウ 取締役会設置会社である監査役設置会社において、取締役会は、内部統制システムの整備についての決定をするときは、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を、当該

内部統制システムに含めなければならない。

会社法施行規則100条（業務の適正を確保するための体制）2項

監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制(「内部統制システム」)には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

- 
- エ 会計監査人設置会社でない監査役設置会社において、事業報告を受領した監査役は、当該事業報告に内部統制システムの整備についての決定又は決議の内容及び運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、その内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を内容とする監査報告を作成しなければならない。
- 

#### 会社法施行規則129条（監査役の監査報告の内容）1項

監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項（監査役会設置会社の監査役の監査報告にあつては、第一号から第六号までに掲げる事項）を内容とする監査報告を作成しなければならない。

五 第118条第二号に掲げる事項（～に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容及び当該体制の運用状況の概要）（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題13 重要性\*\*\*

監査役設置会社における取締役会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはなく、かつ特別取締役は選定されていないものとする。(5点)

ア 株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

×

会社法367条（株主による招集の請求）1項

取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

イ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

○

会社法368条（招集手続）2項

前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

ウ 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）及び監査役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可とする旨の取締役会の決議があったものとみなされる。

×

会社法370条（取締役会の決議の省略）

取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

エ 監査役が、取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

○

会社法372条（取締役会への報告の省略）1項

取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ



問題14 重要性\*\*

株式会社の行う剰余金の配当等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、当該株式会社の新株予約権を配当財産とすることができない。

○ 会社法454条（剰余金の配当に関する事項の決定）1項、107条2項2号ホ

株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等（株式、社債及び新株予約権をいう。）を除く。）及び帳簿価額の総額

イ 剰余金の配当に関する事項を取締役会で定めることができる旨の定款の定めを置いた会計監査人設置会社では、株主総会の決議によって剰余金の配当に関する事項を定めることができない。

× 会社法460条（株主の権利の制限）1項

前条第一項の規定（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）による定款の定めがある場合には、株式会社は、同項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定められない旨を定款で定めることができる。

ウ 株式会社は、総資産額が1000万円未満の場合には剰余金の配当をすることができない。

× 会社法458条（適用除外）

第453条（株主に対する剰余金の配当）から前条までの規定は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない。

エ 金銭以外の財産を配当財産とする場合には、株主に対して金銭分配請求権を与えるときを除き、株主総会の特別決議を要する。

○

会社法454条（剰余金の配当に関する事項の決定）4項

配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、第一号の期間の末日は、第1項第三号の日以前の日でなければならない。

一 株主に対して金銭分配請求権を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間

会社法309条（株主総会の決議）2項

前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

十 第454条第4項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ



問題15 重要性\*

持分会社の種類の変更及び会社の組織変更に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款変更手続に関して定款に別段の定めはないものとする。(5点)

- ア 合資会社の有限責任社員が退社したことにより当該会社の社員が無限責任社員のみとなった場合には、当該会社は、無限責任社員全員の同意によって定款変更をするまでは、なお、合資会社に関する会社法の規定が適用される。

会社法639条（合資会社の社員の退社による定款のみなし変更）1項

合資会社の有限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が無限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合名会社となる定款の変更をしたものとみなす。

- イ 合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該会社の社員が有限責任社員のみとなった場合において、合同会社となる旨及び債権者が一定の期間(ただし、1か月を下らない期間)内に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告したときには、当該会社は、当該一定の期間が満了したときに合同会社となる定款の変更をしたものとみなされる。

会社法639条（合資会社の社員の退社による定款のみなし変更）2項

合資会社の無限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が有限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合同会社となる定款の変更をしたものとみなす。

- ウ 合資会社が組織変更をする場合には、組織変更をする旨及び債権者が一定の期間(ただし、1か月を下らない期間)内に異議を述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。

会社法781条2項

第779条（第2項第二号を除く。）及び前条の規定は、組織変更をする持分会社について準用する。この場合において、第779条第三項中「組織変更をする株式会社」とあるのは「組織変更をする持分会社（合同会社に限る。）」と、前条第3項中「及び第745条」とあるのは「並びに第747条及び次条第1項」と読み替えるものとする。

会社法779条（債権者の異議）2項

組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

- 一 組織変更をする旨
- 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 
- エ 株式会社組織変更をする場合において、組織変更をする旨、当該株式会社の計算書類に関する事項及び債権者が一定の期間(ただし、1か月を下らない期間)内に異議を述べることができる旨の公告を、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告のうち定款で定める公告方法によりするときには、知っている債権者に対する各別の催告を要しない。

#### 会社法779条（債権者の異議）3項

前項の規定にかかわらず、組織変更をする株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同項第二号(時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法)又は第三号(電子公告)に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 無記名式の社債券を有する社債権者は、募集社債に関する事項において無記名式の社債券を記名式とすることができない旨の定めがある場合を除き、社債発行会社に対し、いつでも、その有する無記名式の社債券を記名式とすることを請求することができる。

会社法676条（募集社債に関する事項の決定）2項

会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

七 社債権者が第698条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

会社法698条（記名式と無記名式との間の転換）

社債券が発行されている社債の社債権者は、第676条第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の社債券を無記名式とし、又はその無記名式の社債券を記名式とすることを請求することができる。

- イ 社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、当該社債管理補助者を解任して、事務を承継する社債管理補助者を選任しなければならない。

会社法714条の7（社債管理者に関する規定の準用）

～第707条、～の規定は、社債管理補助者について準用する。

会社法707条（特別代理人の選任）

社債権者と社債管理者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならない。

- ウ 社債が2以上の者の共有に属するときは、社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告は、通知又は催告を受領する者1人の氏名又は名称について共有者からの通知がない場合には、そのうちの1人に対してすれば足りる。

会社法685条（社債権者に対する通知等）3項, 4項

社債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該社債発行会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を社債権者とみなして、前2項の規定を適用する。

前項の規定による共有者の通知がない場合には、社債発行会社が社債の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

- 
- エ 社債券を発行する旨の定めがある社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを社債発行会社その他の
- × 第三者に対抗することができない。

会社法695条の2（信託財産に属する社債についての対抗要件等）1項、4項

社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。

前3項の規定は、社債券を発行する旨の定めがある社債については、適用しない。

1. アイ      2. **アウ**      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

問題17 重要性\*\*

株式会社の組織変更，吸収合併及び組織に関する訴えに関する次の記述のうち，正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 株式会社の組織変更の効力が生じた場合には，当該株式会社は清算をしなければならない。

× 会社法475条 (清算の開始原因)

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合 (第471条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。)

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

---

イ 株式会社は吸収合併消滅会社となる吸収合併の効力が生じた場合には，当該株式会社は清算をしなければならない。

×

会社法471条 (解散の事由)

株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

四 合併 (合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

会社法475条 (清算の開始原因)

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合 (第471条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。)

---

ウ 株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には，当該株式会社は清算をしなければならない。

○

会社法475条 (清算の開始原因)

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

---

エ 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には，株式移転設立完全親会社は清算をしなければならない。

○

会社法475条 (清算の開始原因)

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題18** 重要性\*\*\*

新設合併，吸収分割，株式交換及び株式移転に関する次の記述のうち，正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 株式会社は，持分会社が新設合併設立会社となる新設合併をすることができる。

○ 会社法748条（合併契約の締結）

会社は，他の会社と合併をすることができる。この場合においては，合併をする会社は，合併契約を締結しなければならない。

---

イ 合名会社は，吸収分割をすることができる。

× 会社法757条（吸収分割契約の締結）

会社（株式会社又は合同会社に限る。）は，吸収分割をすることができる。この場合においては，当該会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（吸収分割承継会社）との間で，吸収分割契約を締結しなければならない。

---

ウ 合同会社は，株式交換完全親会社となることができる。

○ 会社法767条（株式交換契約の締結）

株式会社は，株式交換をすることができる。この場合においては，当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社（株式会社又は合同会社に限る。「株式交換完全親会社」）との間で，株式交換契約を締結しなければならない。

---

エ 合同会社は，株式移転設立完全親会社となることができる。

× 会社法772条（株式移転計画の作成）1項

一又は二以上の株式会社は，株式移転をすることができる。この場合においては，株式移転計画を作成しなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題19** 重要性\*\*\*

次の金融商品取引法上の開示書類のうち、内閣総理大臣が公衆の縦覧に供しなければならない期間が同じものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

---

ア 有価証券報告書

○

金商法25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）1項4号

---

イ 発行登録書

×

金商法25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）1項3号

---

ウ 内部統制報告書

○

金商法25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）1項6号

---

エ 半期報告書

×

金商法25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）1項8号

---

金商法25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）1項

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類（「縦覧書類」）を、当該縦覧書類を受領した日から当該各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

三 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書 発行登録が効力を失うまでの期間

四 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年

六 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年

八 半期報告書及びその訂正報告書 三年

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

金融商品取引法における有価証券の募集に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 新たに発行される第二項有価証券の取得勧誘のうち、その取得勧誘に係る第二項有価証券を  
○ 500名以上の者が所有することとなるものは、有価証券の募集に該当する。

#### 金商法2条（定義）3項

この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（「取得勧誘類似行為」を含む。「取得勧誘」）のうち、当該取得勧誘が第1項各号に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利（「電子記録移転権利」）（「第一項有価証券」）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。「第二項有価証券」）に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

- イ 新たに発行される有価証券の取得勧誘のうち、有価証券の募集に該当しないものは、有価証券の私募に該当する。  
○

#### 金商法2条（定義）3項

この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（「取得勧誘類似行為」を含む。「取得勧誘」）のうち、～「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

- ウ 会社法上の公開会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めた場合において、募集株式  
× と引換えにする金銭の払込みの期日（期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の2週間前までに、当該募集事項を株主に通知しているときには、有価証券の募集に関し内閣総理大臣へ届出をすることを要しない。

#### 会社法201条（公開会社における募集事項の決定の特則）5項

公開会社は、第1項の規定により読み替えて適用する第199条第二項の取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、同条第1項第四号の期日の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

第三項の規定は、株式会社が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第4条第一項（発行者の当該有価証券の募集又は売出しに関する内閣総理大臣に届出）から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

→ 株主に対する当該募集事項を通知を要しなくとも有価証券の募集に関し内閣総理大臣へ届出自体は必要です。



- 
- エ 有価証券の募集の届出は、内閣総理大臣が特に期間を指定しない限り、内閣総理大臣が当該  
× 有価証券の募集に係る有価証券届出書を受理した日に、その効力を生ずる。

金商法8条（届出の効力発生日）1項

第4条第一項（発行者の当該有価証券の募集又は売出しに関する内閣総理大臣に届出）から第三項までの規定による届出は、内閣総理大臣が第5条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条第一項の規定による訂正届出書。）を受理した日から十五日を経過した日に、その効力を生ずる。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ